

第 4 5 4 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 3 月 7 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 3 月 7 日、第 4 5 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年（早退）
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ くり 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託
第 6 議員派遣

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託
第 6 議員派遣

1. 開議

議長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から議会閉会中の調査活動について、ご報告申し上げます。

委員会はこの間、2回開催し、いずれも案件は所管の事務にかかわる各課からの報告事項でございます。

町長、副町長、教育長、会計管理者、関係課長出席のもと、行いました。

まず、内容は報告書に記載のとおりでございますので、要点のみを説明させていただきます。

1月18日は、総務課からは、岩手県遠野市との友好交流事業では、友好都市調印式を本年8月23日土曜日に遠野市で実施予定であり、今後の事前協議等のスケジュールについて報告がありました。

東日本大震災の復興支援について、全国町村会から要請を受け、平成26年度宮城県山元町へ福崎町から職員1名を派遣するとのことであります。

企画財政課からは、現在の第5次総合計画の策定状況について、職員によるワーキンググループは六つの部会に分かれて、主要課題等検討を進めているとの報告がありました。今後は、人口フレームの検討や基本構想、基本計画などの作成に取り組むとのことであります。

公募委員の15名で構成するまちづくり委員会では、1月25日開催の委員会で、成果を町長に報告し、町長と意見交換を行ったとのことでございます。

公の施設の使用料等の消費税対応について、改正予定条例の一覧が示されました。

出納室からは、平成25年度歳入歳出決算書（12月31日現在）の内容や、昨年度と比べての報告がありました。

税務課からは、平成25年度町税等の徴収実績は、国民健康保険税を除けば昨年度に比べ徴収率は0.3%上がっている。また、滞納整理対策委員会合同徴収の結果について、報告がありました。

学校教育課からは、（仮称）八千種幼稚園建設の進捗状況について、建屋のコンクリート打設は昨年末にほぼ終わり、内部の工事に取りかかっており、進捗率は工事・管理業務とも55%とのことであります。報告を受けた後、現地視察を行いました。現地では、コンクリート打設の状況を初め、全体の工事進捗の確認をいたしました。駐車場の整備はこれから取りかかるとのことであります。

社会教育課からは、松岡家五兄弟石像除幕式と学問成就の道について、次代を担う子どもたちにぜひ訪れていただき、5人の偉大な功績について学んでいただ

きたいとの説明がありました。

福崎カラオケ紅白歌合戦は、今年度新たに取り組む事業として実施するもので、15組ずつの対抗戦で行うことなど、実施要領等について説明を受けました。

次に、2月21日開催の委員会では、総務課からは嘱託臨時職員の追加募集について、一般事務補助員は障害認定調査員を1名、保育士2名程度募集する。また、役場庁舎耐震整備事業の執行は、全額1億3,500万円を翌年度に繰り越すとのこととございます。

企画財政課からは、平成25年度ふるさと応援寄附金の受け入れは、2月14日現在20件で、金額は368万3,580円であるとのことです。

次に、第5次総合計画に関するアンケートの回収結果について、配布数は6,177通で、回収率は48.2%で、年齢別の構成は30歳以下は10.6%で、60歳以上の高齢者が約60%を占め、単独集計では高齢者の人の意見が多く反映されている。委員から「若い年齢層からの回答数が少ない」との質疑があり、「若い年齢層の意見も反映できるクロス集計の手法も取り入れていきたい」との答弁がありました。

出納室からは、平成25年度歳入歳出決算書（平成26年1月31日現在）の内容や、昨年度と比べての報告がありました。

介護保険事業特別会計では、自宅介護、施設介護とも余り増えていないが、3月より西治の施設利用が始まるので、増えるのではとのこととございました。

税務課からは、高所得層の給与所得控除の見直し、軽自動車税の見直しなど、平成26年度税制改正案の概要説明があり、続いて、平成25年度町税等の不納欠損処分について、報告がありました。

学校教育課からは、工事及び委託業務執行状況では、（仮称）八千種幼児園建設工事など8件の報告と、町道中道線の歩行者用信号機設置などの報告を受けました。

社会教育課からは、柳田國男検定について、検定試験は小・中学生にも多く挑戦してもらい、柳田國男の功績について知る機会、また、一般の方には観光も含めたPRの一環として、継続できればと考え、初年度は初級のみでの検定で、試験日は山桃忌に合わせて実施するとのこととございました。

以上で、報告とさせていただきます。

議長 長次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの、閉会中の報告でございます。

常任委員長 委員会は、この間3回開催し、所管の事務についての調査を行いました。

内容は報告書に記載のとおりであります。

議会冒頭での副町長の諸報告あるいは議案の提案説明などもありましたので、以下、抜粋して项目的な補足報告とさせていただきます。

公害防止協定に係る協議につきましては、グローリープロダクツ、あるいは月星商事、福伸電機から提出をされております。工場増設の月星商事につきましては、現地調査を行いました。それぞれ申請を了承することといたしました。

各課報告では、工事契約やその進捗状況、業務委託を含めてたくさんの報告がありました。詳細につきましては資料をごらんいただきたいと思います。

工事関係は全体として工期など工程管理に配意されることを強く望むものがございます。

住民生活課報告では、矢口奥池周辺の汚染土壌は搬出をされ、その後の調査では問題がないとのこととあります。業者によれば、埋立は既に終了したとのこととあります。後の土地利用については、まだ計画が出ていないとのこととありま

す。

くれさか環境事務組合では、分担金の今後のあり方についての報告がありました。

公営住宅長寿命化計画についての報告がありました。今後、駅前大門に集約して建て替えようとの計画であります。これは議会基本条例による議決事項であるとの確認がされました。

町営住宅家賃に係るみなし寡婦制度が適用されることとなります。

健康福祉課からは、巡回バスの利用状況と、見直し案の報告を受けました。4月1日から新しい方式で運行をされる予定であります。

地域密着型サービス事業所の認定についての報告を受け、現地視察を行いました。

健康診査などの受診状況の報告がありました。併せて、26年度の計画の報告も出されております。未受診が多いようでもありますが、かかりつけ医での日常的な検査もされていることも推察されます。

国保、介護あるいは後期高齢者などの健康保険の報告がありました。

地域振興課からは、もちむぎ食品センターの事業報告と、貸付金返済に関する要望と対応についての報告があり、委員会は町長に要望書を提出いたしました。

福崎町商工会から支援要望の報告がありました。

自律（立）のまちづくりの取り組み状況の報告、これは先日エルデホールで発表会が行われました。

また、大規模小売店舗に関する報告などもありました。

辻川山ため池に河童の設置がされております。

農林振興課からは、平成26年度産米の作付面積、もち麦の可能性を考えるフォーラムなどの報告がありました。

まちづくり課からは、南田原に戸建て専用住宅の計画が提出されております。

町道での車両に対する物損事故の報告がありました。日常の道路管理に一層の配慮を求めます。

上下水道課からは、上水道では多くの工事が進んでおります。水道事業は福田水源地での高度浄水処理施設を初め、大型の投資が始まりました。財源的には12月議会でありましたように、国庫、あるいは一般会計からの部分もあると同時に、水道会計での積立金も利用して行うということではありますが、住民負担の増加にならぬように、努力をしたいとのことであります。

下水道の接続状況と放流水質の報告がありました。水質については問題がないとのことです。

請願第1号、これは平成25年の分ではありますが、TPP交渉からの撤退を要求する請願については、さらに調査研究を要するため、継続審査といたしました。

次に、行政視察の報告を行います。2月10日、上郡町及びたつの市に視察にまいりました。上郡町では空き家バンク制度と高度浄水処理についてであります。たつの市については、水道の高度浄水処理でございます。

空き家バンクについては、平成22年度国勢調査で600件の空き家があることがわかり、議会でもその対応が議論されるようになり、平成25年4月からこの制度を発足させているそうであります。現在の登録数は17件、うち7件が成約ということになっております。宅建業者や自治会との協力が大切であるとのことであります。

次に、高度浄水処理施設につきましては、上郡町では膜処理方式、たつの市では紫外線処理方式を見学いたしました。いずれも規模的に福崎町のものと似通っ

ておりますので、大変参考になりました。それぞれに特徴があります。投資額、ランニングコストともに紫外線方式のほうが安価であります。福崎町は紫外線方式で進んでいるわけではありますが、適切な運営と管理に心がけられるように求めるものであります。ちなみに、両自治体とも大きな投資であります。料金の値上げにはなっていないとのことであります。

以上、民生まちづくり委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次に、議会広報常任委員会、難波委員長。

難波議会広報 議会広報常任委員会より、事務調査報告を行います。

常任委員長 委員会は1月8日、1月21日、1月29日、1月30日に開きました。

主な協議内容は、議会だより第129号の編集であります。協議の中で決定したことは、広報用の写真を撮るときには、広報用の腕章をつけるということにいたしました。特に、誤解を招きやすいところでは十分注意をする必要があります。また、一般質問用の写真を撮られる方も、必要ならば事務局に申し出て着用をお願いをしたいと、このように思います。

平成26年度から政務活動費の収支を議会だよりにより掲載することといたしました。そして、全議員に諮り、了承を得ました。先進地を視察した2議会とも、議会だよりに掲載をしており、情報の開示の点からも大切である、このような思いで掲載することといたします。

議会だより第129号から、議会の定例会の日程を裏表紙に掲載することといたしました。また、各自治会に配布しておりました議会のスケジュール表は、今回から廃止としました。

広報研究会が1月23日、プラザ六甲荘で開催をされ、広報委員、事務局が参加をいたしました。講師から、表紙の写真及び説明の大切さを強調されました。第129号の編集から、採用をしていきました。今後もわかりやすい広報の編集に努めたいと思います。

以上で、議会広報常任委員会からの事務調査報告を終わります。

議長 次に、議会運営委員会、高井委員長。

高井議会 議会運営委員会から、所管事務報告をさせていただきます。

運営委員長 閉会中につきましては、3日間開催させていただきました。

まず1日目は1月10日でございます。協議事項は主に5件で、内容につきましては、先般の12月定例議会で試行的に実施しました採決前の一般質問については、次回、この3月からではございますけれども、次回以降の定例会においても継続することを決定いたしました。

一般質問通告については、議案内容の確認後に提出することとし、現行より締切日をおくらせる方向で日程調整を行うこととしました。

町民への会議日程などのPRの強化については、議会だより、議会ホームページを活用することとしました。

議会基本条例の進行管理については、議会運営委員会規定の内容の検討を行い、また全議員協議会においても協議することと確認いたしました。

議員派遣にかかわる判断基準については、地方自治法第100条第13項及び福崎町議会会議規則第129条に規定する、議員の派遣取り扱いに関し、具体事例を挙げ協議を行い、引き続き協議することといたしました。

本会議の傍聴者を増やす取り組みについては検討を行い、議会に来ていただくための仕組みづくりについて協議いたしました。

以上が、1月10日でございます。

次に、2月3日に開催させていただきました。

協議事項は主に6件で、内容につきましては、この3月定例会の会期は3月5日にもご了承いただきましたけれども、3月5日水曜日から27日木曜日の23日間とすることを内定し、一般質問通告締切を3月10日月曜日午後5時までとすることを決定いたしました。

一般質問通告書の記載内容の明確については、2月4日火曜日に開催の全議員協議会において、議長から全議員に口頭依頼することを確認いたしました。

一般質問の日程は、2日間を基本とし、1日の発言者数は上限を7人、下限は4人とすることを決定いたしました。

福崎町議会運営委員会規程については、素々案を持ち帰り、次回議会運営委員会で再検討することと確認いたしました。

平成26年度議会日程については、町の行政や関係機関などとの日程調整を容易にするため、おおむねのスケジュールを決めることを確認いたしました。

新地方公営企業会計制度研修については、2月14日金曜日に保健センターにおいて実施されるとの報告を受けました。なお、新会計制度は平成26年の当初予算より適用することを、あわせて確認いたしました。

議場一般質問席の位置の変更について検討を行いました。インターネット録画配信とも関連する問題であるため、カメラの位置の調整なども含め、次回以降の議会運営委員会で現場確認を行うことと確認いたしました。

3月定例会から本会議場、議長席、演壇、質問席へ飲料水を手配することを確認しました。飲料水の購入につきましては、公費で充てることをあわせて確認いたしました。

岩手県遠野市との友好交流事業について、報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センターとの金銭消費貸借契約の変更について、報告を受けました。

政務活動費収支報告を議会だよりに掲載し、執行状況を広報することの報告を受け、掲載は平成26年度分の政務活動費からすることと確認いたしました。この分につきましては、今、広報委員長から報告のあったとおりでございます。

理事者側からの依頼により、総務文教常任委員会及び民生まちづくり常任委員会に副課長、課長補佐を同席させることを確認しました。なお、同席は業務に支障がない範囲とすることを確認しております。

以上が、2月3日でございます。

次に、2月26日に開催させていただきました。

協議事項につきましては、主に6件で、内容につきましては、第454回、3月定例会の会期は3月5日から27日までの23日間とすることを決定いたしました。

予算審査特別委員会を設置し、一般会計、特別会計及び企業会計の全会計を付託し、審査を行うことを決定いたしました。予算審査特別委員会の委員は、奇数議席議員とすることを決定いたしました。なお、宮内富夫議員、議席番号1番につきましては、監査委員としてオブザーバーということで参加することを確認させていただきました。

要望書2件の取り扱いにつきましては、議場配布とすることを決定いたしました。

議会申し合わせ事項の改正案について審議し、原案のとおり改正することに決定しました。主な改正点につきましては、一般質問は定例会3日目から行う。一般質問の日程は2日間を基本とする。一般質問の1日の上限は7人とし、下限は4人とする。議会日程表の各自治会配布及び集落内の掲示は廃止する。議場の演

壇、議長席及び一般質問席に飲料水を用意する。

以上でございます。次に議会ホームページについては、平成26年3月1日から新ホームページへ移行する予定であると報告を受けました。

全員協議会の開催及び協議事項について、また、閉会中の各委員会などの開催予定について、報告を受けました。

以上、3日間の報告とさせていただきます。

議長 次に、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺性対策 福崎駅周辺整備対策特別委員会からの報告をいたします。

特別委員長 委員会はこの間、2月4日及び27日に会議を開催いたしました。また、2月7日には姫路市はりま勝原駅などの視察を行いました。

福崎駅周辺整備事業での概要についての報告を受けました。2月20日時点での詳細設計の執行率は65%とのこととあります。誰もが訪れやすく、住みやすいまちづくりを大目標とし、1、交流拠点としての福崎駅周辺地区の再生、2、来訪者をもてなし、住民が誇らしく思える町の顔づくり、3、良好な居住環境の創出を目標としています。

基幹事業として、駅前広場を初め、駐輪場、駐車場、観光交流センター、ポケットパークなどを整備いたします。関連事業で、県道甘地福崎線と町道駅南幹線を軸に、目標に沿った事業に取り組むとのこととあります。

事業年時は平成26年度から30年度までの5年間、総事業費を21億7,500万円と想定をしております。関係機関及び地域関係者との協議を進め、事業が進んでいくことを期待するものであります。

次に、視察につきましては、姫路市はりま勝原駅の周辺整備について行いました。姫路市は総合交通体系の構築を目指して、別所駅に続き、平成20年3月15日にははりま勝原駅を開業させました。橋上駅舎、自由通路、エレベータなどの整備をしております。周辺整備として、駅前広場の南口は2,900平方メートル、駐輪場などが整備をされております。乗降客数は1日5,000人と推計をされております。また、あわせて姫新線の本竜野駅、播磨新宮駅も見学をいたしました。それぞれ本町の計画に参考になるものと思います。

以上で終わります。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係する議案は複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第1号、議案第2号、及び議案第3号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、質疑される議員及び答弁される理事者をお願いを申し上げます。

質疑はできるだけ要点を簡潔にして、その内容が容易に理解できるようにお願いをいたします。また、理事者の答弁についても、質疑の本質を十分に理解の上、明解にわかりやすい答弁をしていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

1 番 1点確認をしたいと、このように思います。

事故発生場所は福崎町西治498番地先となっております。資料によりますと、工業団地のほうになっております。通常、西治の498番地は、JAドリームの近所を指すように、私たちは思っておりますし、地図で確認したら498はあのあたりということでございますが、高橋のこの、高橋でございまして、ちょうど高橋香寺線の上なのと、そこを1点確認したいと思っております。

まちづくり課長 西治のこの地番につきましては、その横にあります、今アイピーアイで名前も変わっていると聞いておりますけれども、その地番が西治の498番地となっております。これに伴いまして、その498番地先としております。

1 番 西治の番地は、同じ番地が二つあると、このように理解していいわけですか。

まちづくり課長 詳細につきましては確認はできておりませんが、この会社の住所地在西治の498番地と表示をしてあります。

1 番 ぜひとも確認をお願いしたいと、このように思いますので、よろしく願います。

まちづくり課長 地籍担当課とも協議をしながら、確認をしていきます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告(損害賠償の額を定め和解すること)について、質疑はありますか。

5 番 今回のこの事故は道路の陥没によって起きた事故ということなんです。そして、この事故の概要を読みますと、町道で舗装沈下による段差が生じて、そして鉄板に車両の左側腹部が接触して損傷したというふうな内容でございました。そして、損害賠償額が9万8,388円というふうに計上されておるんです。この方が、市川町の西川辺の方ということでございまして、この方のこの道路の使用状況、これはどうなっておりました。

まちづくり課長 朝の通勤に伴います通行でございます。

5 番 そういうことは、常時この道路を使用されたというふうになるわけなんですね、長い間。そうしますと、この道路の沈下が発生した時点と、事故の発生した日にち、その辺はどういうふうになっているんですか。

まちづくり課長 沈下につきましては経年によります沈下で、極端な沈下ではないというふうには理解をしております。また、段差につきましても、周辺の沈下、舗装との段差は約6センチついておったというふうに理解をしております。

5 番 ですからその沈下をされたその日にち等は明確ではないんですか。

まちづくり課長 沈下を確認できた日にちは明確ではございません。

5 番 通常の自動車ですと、6センチぐらいの陥没でしたら、それはシャシーのほうにはつかないような構造になっているわけですが、自動車そのものが。そして、常時その道を利用していけば、そんな事故なんか起きないと思うんです。ですから、その辺の調査をかつちりしておかないと、町道になっておりますので、そこで事故を起こされたときに、何でもかんでも町のほうに訴えたらいいんだというようなことが、ちょっと疑問に思うわけなんです。

例えばその車両が法的に違反している車なのか。あるいは正常でもって車検を受けて運行されている車なのかということを確認をした上で、賠償に当たるというのが本義じゃないかなというふうに思うわけなんです。その辺の調査はどのようにされていますか。

まちづくり課長 この車両につきましては、写真撮影をいたしまして、当町が加入しております

保険会社とも相談し、この賠償額として決定をしております。

5 番 もう一つの問題点が、やはりこの沈下してから事故を起こすまでの期間です。これは事前にそういう報告等はなかったでしょうか。あそこの道路は沈下してますよ、直してくれませんかというふうな報告はなかったですか。

まちづくり課長 まちづくり課におきまして、日常のパトロール等を行っておりますが、ここにつきましましては判明をしていなかったというところがございます。

5 番 私たちも議員活動の一端といたしまして、常々町内を回りながら、またいろんな住民さんのご意見も聞きながら、調査も進めているわけでございますけれども、この件については、私も報告を受けるまでは全然わからなかったわけなんです。やはり町といたしまして、常日ごろから、そういうふうな巡視もしていただいて、事故の起きないようなそういう整備も必要かと思っておりますので、今後よろしくお願いをしておきます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 3 番 それでは、町内でこういった危険箇所というのは、どういうふうに調査されておりますか。

まちづくり課長 通常、維持管理の中で工手によります道路パトロール、維持補修、緊急時の応急処置をしております。また、職員が現場へ行くときの走行途中といいますか、その時点でも確認をしながら、管理をしております。

1 3 番 では、今のところはほかにこういった危険箇所はないということで、よろしいでしょうか。

まちづくり課長 今のところ、西治長野線におきまして、西中の北側でマンホールの周辺が少し下がっているというところは確認しております。これにつきましては、応急処置の対応を今しているところがございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告（（仮称）八千種幼稚園建設工事）について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告（八反田東地区下水道面整備工事（第2工区））について、質疑はありますか。

4 番 八反田東地区下水道面整備工事について、変更前は7, 139万2, 650円、変更後が7, 319万4, 450円と、約180万円の増となっておりますが、この説明資料によりますと、交通整理員の増が原因だと思われるんですが、その内容等を教えていただきたいのと、この説明資料の高速道路内の交通整理員Aというのは15名と、追加と書いてあるんですが、このAというのがあればBというのがあるんですか、それをお答え願えますか。

上下水道課長 まず、最初の交通整理員の増員の要因でございますが、交通整理員につきましては、登下校、主に下校なんです、下校中の小学生の安全を図るために、交通整理員の増員を行っております。

それとともに、夜間工事等におきまして、夜間といえども付近は深夜にまで営業がされております店舗が多うございまして、その店舗の出入りの車両の安全確保のために交通整理員の増員を図りました。その結果が、今回お願いをしております増員となっております。

また、交通整理員Aという質問でございますが、交通整理員Aにつきましましては

資格所有者、交通の1級検定の合格者、もしくは2級検定の合格者をAと充てております。それ以外の交通整理員につきましては、Bというふうな、通常呼び方をしております。

特に今回Aの交通整理員を配置いたしました内容につきましては、高速道路のインター付近の側道で一方通行になっております。その一方通行の関係で付近の住宅にお住まいの方の進入とか、あと高速道路に勤務しておられる職員の方の通行ができなくなります。その関係で、こちらからもお願いをいたしまして、南料金所、福崎の、南料金所のほうから一旦インターの中へ入っていただきまして、料金所を出たところを横断していただき、それぞれ通勤とか、そういうふうな指導のお願いをしております。

インターの中での交通指導ということになりますので、特にAの資格の交通整理員を配置いたしました。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号、専決処分承認を求めること(平成25年度福崎町水道事業補正予算(第2号))について、質疑はありますか。

9 番 これは債務負担行為の補正であります。限度額8億2,300万円から変更後は9億700万円となっております。それで、議案資料を見ると、金額が結構多いにもかかわらず計上されていないと、ただ項目のみであると、これはどういう原因でこうなっているのか、まずその辺からお尋ねいたします。

上下水道課長 議案資料でお示しいたしておりますのは、議員ご指摘のとおり金額は載せておりません。まず主な工事内容をお示ししたいと思ひまして、載せております。

9 番 これだけの大きい金額ですので、やはりざっくりでもいいから福田水源地の土木建築のほうでは大体何ぼ、そして右側のほうの機械電機、この項目では何ぼと、わかっておれば述べていただきたいんですけども、いかがですか。

上下水道課長 今、資料にお示ししております内容で、大体の数字でございますが、今、答弁させていただきます。

まず、主な事業の中で、水源地の土木建築の分でありまして、場内の整備工事に約40万円、ポンプ棟の建築工事につきましては3,240万円、紫外線処理棟建築につきましては2,550万円、ろ過器の基礎工事の造成につきましては2,430万円、配水池の築造工事が400万円、場内配管工事につきましては9,270万円、場内の整備につきましては1,110万円、建築附帯設備工事につきましては350万円、あと、その他諸経費等を見込んでおります。

続きまして、福田水源地で機械電機でございますが、取水ポンプの更新に290万円、急速の攪拌機につきましては220万円、中継ポンプにつきましては480万円、後半の急速ろ過器につきましては、3基で1億5,200万円、紫外線装置につきましては7,900万円、薬品の注入設備につきまして約700万円、送水ポンプにつきましては940万円、送水ポンプの移設に約100万円、機械設備の配管の新設につきましては6,820万円、電気計装盤等のフックンセットにつきましては、これにつきましては、機械電機の設備の撤去も含みまして、1億800万円、あと、据え付けとか諸経費でございます。

9 番 金額を答弁いただきまして、ありがとうございます。

これから、こういう事案があります場合には、あらかじめわかっている範囲であれば、やはり金額、事業量の計上を求めておきますが、いかがですか。

上下水道課長 報告の時期にもよると思ひますが、そういった点には注意をしていきたいと思

っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

3 番 平成20年度から特別職の期末手当に対する役職加算を今までカットされてこられておるのですが、今回元に戻すという提案をされておりますが、なぜこの時期になったというか、その理由をお尋ねいたします。

総務課 長 特別職の役職加算でございますが、平成20年度から期末手当の役職手当、給料の100分の10を自主カットをしてまいりました。平成25年7月からの福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例の施行によりまして、本来支給率に戻しておりましたが、平成26年度以降も引き続き本来支給率とするものでございます。

他市町におきましても、首長の報酬の自主カットがよく見られますが、これらの多くは政治的な配慮に基づくものと考えております。本来給与に戻す次期が来ているとの判断であります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

8 番 先ほど、総務課長の答弁があったように、平成20年度にこれなぜ削減されたのか、できれば経緯のほうをお教えいただきたいと思っております。

総務課 長 政治的な配慮もあるとは思いますが、行政改革の一環であったのではないかとこのように思います。

8 番 行政改革の一環であったのであれば、改革が終わったということなのでしょうか。

総務課 長 昨年、特別職報酬審議会で、特別職の報酬について審議をしていただきました。審議の結果、町長等の報酬につきましては、据え置きすべきとの答申を受けました。そういったこともございまして、いずれ本則どおりの支給にすべきものだと思いますので、今がその時期であると判断したものであります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、福崎町職員等の旅費条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

2 番 資料2ページにあります第1条のア、12歳以上の者については、その移転の

際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額及び日当、宿泊料及び着後手当の定額の3分の2に相当する額とありますが、結局大人料金の3分の2ということによろしいのでしょうか。

総務課長 この資料の5ページに、この第11条の扶養親族移転料につきまして、わかりやすく表にまとめております。12歳以上でございますが、12歳以上の扶養親族につきましては、鉄道賃については大人と同じ全額、それから、日当、宿泊料は3分の2、着後手当は3分の2という形での支給となります。

2番 やっぱり、12歳以上は大人料金と同じですので、できれば日当、宿泊料も着後手当も全額とされるのを希望しますけども、また、このこちら側から派遣して行っていただくわけですね。今度こちらへ帰ってこられるときの料金もこれは支給されることになりますか。

総務課長 はい、そのようになります。この3分の2ということにつきましては、実は国家公務員の旅費法と同様の条例としていただいております。

2番 町を代表して行っていただくわけですが、この方の慶弔関係で帰ってくることは可能なのでしょうか。その際の交通費等はどうなるのでしょうか。

総務課長 帰省する場合にも支給することといたしております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第7号、福崎町債権管理条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

5番 今回のこの福祉医療の助成条例の一部を改正する条例がございませけれども、これは、例えば老人の医療費の支給に対する範囲でございませけれども、これにつきまして、前回民生参事のほうからご説明がありました。そして、老人医療費の支給に対する範囲でもって、低所得者の1あるいは2という形でもってあるわけなんです。そして、この分け方が、非課税世帯と、そして、年間80万円以下の所得の方というような形でもって、ご説明があったかというふうに思うわけなんです。

そして、旧年度に比べますと、この金額の割合が若干上がってきているわけなんです。低所得者につきましては、個人の負担割合が1割が今度は2割になるんだというようなこと、そして、それがまた個人負担におきまして、外来の場合は8,000円、これは現行どおり必要なんですけれども、この負担割合について、やはりこれが国の制度そのものがそのままここに転記されているのでしょうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 冒頭の説明で申し上げましたとおり、老人医療の関係につきましては、国の医療制度改革によりまして、70歳以上の負担割合、これが1割から2割になります。ここに条例で出しておりますのは、65歳から70歳未満の関係との整合を図るための条例改正ということで、県の附則改正がございまして、それと整合性を取るためということでございます。

なお、現在もこの65歳になられておられる方につきましては、現行どおり70歳まではこのままで行くと、したがって、新しく65歳になられる方はこの制度になってくるということでございます。

5 番 国の特例措置が廃止されますと、その低所得者1に対しては、年齢階層とその負担の割合が逆転現象が発生するのではないかというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 逆転現象が発生しないために経過措置を設けております。したがって、新しく65歳になられる方は、今3割負担の方がおられるんですが、そういう方が2割になるということでございます。

5 番 国の特例措置が廃止になりますと、次に今度は後期高齢者、70歳から74歳は国の特例措置によりまして、所得にかかわらず1割負担というふうな形でもって現行なんです。

それが、これが今度は廃止されますと、今度はその2割負担という形に後期高齢者もなろうかというふうに思うわけなんですけども、その辺のことはどうなのでしょう。

民生参事兼健康福祉課長 前期高齢者の部分はそういう形になるんですが、後期高齢者は今1割のままでございます。ただ、所得制限の部分については現役の3割ということで、これらにつきましては、整合性を図るために、65歳、70歳、75歳という段階で上がることとなりますので、そういう逆転現象はないようにという形の整備でございます。

5 番 老人医療費というのは、65歳から70歳の誕生日までの、そして、後期高齢者におきましては、その上、70歳以上、75歳未満という形の考え方でよろしいのでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 後期高齢者はあくまでも75歳以上でございます。70歳から75歳までにかけては、前期高齢者という形で、段階的に65から70、70から75という段階に迫って上がるような形に、負担は下がるような形になっております。

5 番 今、非常に高齢者も増えまして、ほとんどの方が年金生活者という形なんです。国の制度そのものが、そういう形でもって変更になりますので、これいたし方ないわけですけども、やはりこういうことにつきましては、やはりもっともところ議論を重ねていきながら、やはり地方でできることは地方でやっていきながら、国のほうにも訴え続けるということも大切ではないかなという感じがするわけなんです。

これが始まる前に、私は公明党に所属しております関係上、そういう議論もしてまいりました。県におきまして。しかしながら、そういう現象が起きないように何とか手を打つんだという形で要望も出しているわけですけども、やはりこうやってきますと、この実施が、要するにこれ下に書いてありますように、26年4月1日ですか、これ実施が。老人医療につきましては、平成26年の4月1日から、31年6月30日までの間、改正前を適用されるんだと書いてありますけれども、そういう形でやっていますけども、なかなかやはりその医療費におきまして、できないという形でもって問題があるわけですけども、とにかく今は医療費よりも薬代のほうが結構かかっているわけなんです。一般質問でも話をしましたけども、やはりジェネリックの服用によりまして、大分医療費も削減されるというようなこともありますので、その辺もどんどん啓蒙していきながら、なるべく負担のかからないような感じの体制を整えていただきたいなというふうに要望しておきます。

以上です。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。
再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まちづくり課長 報告1号でありました地番の関係でございますけれども、西治におきましては498番というのが字志水田と字拝尾と、そこがございます。それぞれ枝番で種別をされております。先ほど申しました498番は、498番の26地先ということになります。訂正しておわびをいたします。

議 長 次に、議案第9号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第10号、福崎町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

1 0 番 資料で今回会長は町長をもって充てると、このように変更になるわけですが、地方青少年問題協議会法、これが改正になったと、これを受けて変更するんだと、こういうことなんです、法の改正された背景はどのようなものなんですか。

社会教育課長 この分につきましては、地域一括法といたしまして、地域主権の観点から変更になっておるところでございます。

1 0 番 会長は当該地方公共団体の長をもって充てると、このように法が改正になったわけですが、その背景、何か都合が悪かったから改正をされたのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

社会教育課長 これは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律」というのがございまして、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくと、国が地方に優越する上下関係から、対等なパートナーシップ関係へ転換しようというような国の施策の方針で、今までは法律、国が決定したことを地域で決めなさいというようなことで、今まではこの会長は法律で地方公共団体の長にしなさいということであったんですが、これはもう地域、条例で、地方の主権で決めなさいという形に変更になったところでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第11号、福崎町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第12号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

9 番 これは消費税が5%から8%に3%上がるということで、各町の施設の管理料金が上がるということなんだと思うんですけども、資料の10ページですか、議案第12号、資料10ページには、一応今度の条例の一部改正についての説明書

きがありますが、これは現在無料になっていると思うんですけども、いつから無料でしたか。ちょっとお答え願えますか。

社会教育課長 記念館につきましては、平成23年度から町営という形になりまして、そのときに条例制定をしております。23年度から当分の間無料にするという形で今来ておるところでございます。

9 番 無料だと思うんですけども、この条例を見ても、この第2号というところで、特別展覧会、展示というんですか、それのときには無料とか有料とかいうのは書いてないんですけども、この辺の解釈はどのようにしたらいいんですか。

社会教育課長 別表第2でございます。これは特別展示観覧料といたしまして、通常展示でないような場合は有料にしますというようなところで、定めております。特別展示ということで、本来でしたらこの附則で当分の間無料にするというのは、この特別展示は当たらないということになっておるところでございます。

9 番 特別展示というのは、どういうものに対して特別展示というんですか。

社会教育課長 先ほどは平成23年度に新たに条例を策定させていただいたわけでございます。そのときに、今まで財団の運営時には通常展示しか実施されておりました。町営になりまして、国や県の博物館や美術館からも多少の費用はかけても、展示品をお借りして住民さんに喜んでいただけるような展示も、今後していかなければならないということで、この特別展示観覧料というものを定めたところでございます。

9 番 そうすると、この今回の広報ふくさき3号の16ページに、一応こういうふうに関館時間、休館日、入館料は無料としてありますが、この特別展示観覧、特別な絵画とか特殊なものを展覧する場合には無料でいくんですか。それとも、そのときは検討されるんですか。

社会教育課長 毎年秋に歴史民俗資料館にあわせまして、柳田國男記念館も特別展というような形で実施をしております。しかしながら、この条例でいいます特別展示とは別物というふうを考えております。というのが、今実施している特別展というのは、通常の運営費で実施できる程度でございます。この条例で考えておりますのは、先ほどいいましたように、国や県から非常に高価なものをお借りして、皆さんに見ていただくというものでございますので、ちょっと紛らわしいんですが、現在特別展というような形では、10月ごろに実施しておるんですが、その分については、この条例でいう特別展示とは別物というふうにして考えております。

9 番 そしたら、その紛らわしい言葉だったら、何かこう名称を変えてしはるほうがいいん違うんですか。せつかく条例にこういうふうにして金額まで書いてあって、無料でいくんだったら、本当の特別何かする場合には、その名称を変えてでもしたほうが紛らわしくなくていいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

社会教育課長 そのあたりは学芸員とも相談しまして、また検討させていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第13号、平成25年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありますか。

5 番 今回は議案として一般会計の補正予算という形でもって上がってきておりますので、この点についてご質疑をしていきたいと思っております。

それはページ、44ページです。2目のもちむぎ食品センターの再建貸付金の

収入、補正前の額が600万円、そして補正額が500万円という形でもって、要するに、もち麦からのその貸付金の収入がマイナスの500万円という形でもって計上されているわけでございます。

先ほども、委員長報告がありまして、若干その点についてもお話がありましたけれども、あえてここでもって内容を明確にさせていただきたいなということでもって、ご質疑をするものでございます。

これは、要するに、当初の計画ですと、先ほど私が申しましたように、600万円の返済をもって取り組んでいくという形で、社長が決意をされて、議会に計上されたわけでございます。そして、私どももそれに対し、その話を聞き、よっしゃこれで大丈夫だ、行けるんだという形で、全員が賛成をして可決をし、そして執行されたわけなんです。ところが、この表を見てみると、先ほどの資料の中に入ってますよね、民生の資料の中に。それを見ますと、その返済額の年数が変わっておりまして、40年間をかけて今後返済するんだという形でもって、今回のこの議会で上がっているわけでございます。そして、その返済額も、平成26年、27年は100万円ずつという形で、28年以降が200万円ずつ2回払い、そして平成30年から平成65年、2019年から2053年まで、300万円ずつお支払いしますよという形の、そういう計画なんです。

ところが、これ40年たちますと、我々はもうほとんどいません。ひな壇にいる方も、ほとんどの方がお亡くなりになっているのではないかなという心配もするわけなんです。やはりこういう長期のこの返済計画で、本当にこれ町民の方が納得するんだろうかという感じがするわけなんです。

これは、何とか変えなければいけないという形でもって、以前からいろんな形でもってご質疑もしているわけで、また質問もしているわけでございますけれども、なかなかそれが変革できていないというのが現実なんです。なぜこれが返済できないのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

町長 もちむぎ食品センターを考える場合は、単年度だけもって考えるというわけにはまいりません。平成2年に発足いたしましたから、しばらくの間、商工会の会長さんが社長をするという形で続いてまいりました。そもそも私が町長に出るといふ決意になったのは、町民の皆さんから、もちむぎ食品センターの会計がおかしいのではないかと、町長に出たならば、その面をはっきりさせてほしいという願いがありまして、私は立候補したわけでありまして、しかし残念ながら私が当選いたしましたけれども、証拠がほとんど隠滅されているという状況の中で、はっきりした内容はわかりませんでした。

しかし、わかったことは約4億円の使い込みがあったということでもあります。その経緯については、皆さん十分ご承知のとおりであります。当時から議会の承認を得て、赤字が発生したのも、ずっと数年間議員の皆さんもおいでになったと思いますけれども、その間に赤字が発生してしまっているわけなんです。そして私は町長になってすぐ見られるのかと思います。そうではありませんで、大多数の方々は帳簿を見ることさえ許されないという状況の中でありまして、やっと1年半ほどかかって調べ上げたのが4億円の赤字ということでもあります。

その当時、この会社を潰すか潰さないかということがありましたけれども、その当時も検討委員会をつくり上げまして、存続しようというふうになって、今日まで流れてきているということでもあります。

今回このように変更になりましたのは、これも議会の承認を受けまして、検討委員会を立ち上げて、報告書に、意見書にありますような形の皆さんによって、その中には議会議員の皆さんも参加して下さっているわけでありまして、そう

したところで検討していただいた結果、少なくともこの5年間は、今富田議員が言われたような方式で返していこうということになっているわけです。その後については、こちらのほうで推計をした形で算定をさせていただいているわけでございます。

したがいまして、今年度については、その検討委員会の皆さんの意見に添った形で、減額をさせていただいているわけでございます。是非ともそうした事情をご理解いただきたいなというふうに思っております。

私といたしましても、それこそ今年ソチのときに、ある方がスケートで転ばれたときに言われたことがあります。私は好きこのんで借金を返さんというふうには一つも思っていないわけで、もうけを少しでもたくさん出して、一日も早く返していこうという気持ちは議員の皆さんと共通ではないかと思っております。

5 番 前段の部分におきましては、私も町長の答弁を今まで何回となくお聞きしたわけでございます。そして、もち麦に対する気持ちは、町長も我々議員も同じでございます。同じように、もち麦に頑張ってもらって、そして福崎町の特産品として全国に販売網を開き、そして販売をしてもうけていただきたいという気持ちは、これ一緒なんです。

しかしながら、これにつきましては、やはり他力本願ではなかなか今のこの問題点を私は解決できないのではないかなという感じがするわけなんです。これも、平成25年10月25日、11月20日、26年の1月20日という形でもって、株式会社もちむぎ食品センターの経営検討委員会を持っているわけなんです。この検討委員会で、この分のやつが発表されたのかどうかわかりませんが、検討委員会に委ねて、そしてどのような検討をされたんですか、今後の方針について。ただ集まって、この借金の返済を考えたというんでなくして、これからもうけていくためのその検討はどのようにされたんでしょうか。お尋ねいたします。

地域振興課長 これは議会事務局にも備えつけておりますけれども、経営検討委員会としての提言という形で取りまとめられております。その中では、経営改善に対しての、各部門の実行計画という形で提言をさせていただいているところでございます。

5 番 それでは答弁になってません。それだけでは。やはり、私は、例えばものを売ってもうけなかったら、その値段を上げるとか、あるいは、返済にかなった経営をしていかなければ、これは何年たっても一緒と思いますよ。例えば、もしこれを3年ほど払って、また4年後に結局変更するんだという形でやっていたら、100年も200年もかかって返済するようなことになってくると違うのかなというふうに心配をしてるわけなんです。

私たちは、賛成した以上は、やはりその会社のほうに言う権利もあると思うんで、言っているわけなんですけども、やはりしっかりとした自助努力でもって、何とかもうけていくんだというふうな個人企業のように、額に汗して頑張っていかなければ、これはもうかっていかないというふうに思いますよ。正直言いました。

今このようなことを民間でやれば、恐らく銀行のほうから見放されてしまいます。破綻宣告になります。正直申し上げまして。しかしながら、これは町民の皆さん方の税金を投入している関係上、誰もそのようなことは言いません。我々が町民から選ばれて、この場にいますので、町民を代表して言わせてもらっているわけなんですけども、やはりもう少し考え方を変えなければいけないのではないかなというふうに思うわけなんです。

まつりごと、何ぼやってもそれは変わらないと思います。先日も2月1日にもち麦のその可能性を考えるフォーラムというのがありまして、私も心配だからそ

れにも出席してまいりました。しかし、まつりごとではなかなかしていかない。講師の方が、何とか町民の方に訴えていきながら、みんなでもち麦を盛り上げて、そして、やはりまずそれを食するということが、やはりこう我々町民に与えられた責務ではないかなというふうを考えるわけなんです。

それができていないのが現実、そして、去年はちょっとしたブームになりました、在庫がなくて、販売網が途切れてしまったというようなこともありまして、やはり、もしこれをもうけていくなれば、まず作付から頑張っていくながら、それを増やしていくというふうな形でもっていけば、それだけのことをしなければいけないという意識づけができれば、そこで働く従業員、もちろん社長もそうですけども、そういうことを真剣に考えていけば、在庫がないからこれで終わりなんだというふうになってしまえば、これは商売になりません。正直申しまして。ですから、その辺のことから全部洗い直して、しっかりともうかる方向に持っていくながら、住民に負担を与えないで、もち麦の会社がもうかるような雰囲気、私はつくっていただきたいなと思いますけども、その辺、町長どない思いますか。

副町長 言われておる観点はよくわかります。1月24日に中播磨・西播磨生活研究グループによるもち麦を使った形の中での取り扱い、また、先ほどもありましたように、2月1日にもち麦の可能性を考えるフォーラム、大妻女子大学の池上先生にご講演をいただき、その大麦の効果というんでしょうか、そういったような事柄についてのご講演をいただきました。

この池上先生がNHKの放映の中で、このもち麦の効能を言われたわけでありますけれども、それら等が全国展開で振興されまして、福崎町のもち麦精麦が大変よく売れたというような形です。今まで、この議会で在庫等について、いろんな形でご質問いただきました。もち麦の生産が多過ぎるのではないかといったような形でありましたですけれども、一大ブームが起こりまして、在庫調整の中で、在庫がなくなってしまったというところでもあります。

現在、県のほうからも補助金をいただき、もち麦の可能性を考えるときに、もち麦産地振興協議会なるものを農林事務所、また普及所、生産者組合等を一緒に考えるような会を設けました。これらの中におきます分野で、本日先ほどいただいております質疑等にありますように、この経営検討委員会等の中における部分では、製造部分でありますとか、レストランホールでありますとか、売店また外販、そういう組織でありますとか、職員の待遇でありますとか、そういった事柄についても提言をいただいているところでもあります。

それら等相対的な取り組みが今後必要ではないかというようにも思っておりますし、もち麦につきましては、兵庫県の農業の五つ星の特産品という形の中でも位置づけられているところでもあります。

今後におきましても、県の農林事務所、また普及所を含め、生産組合の皆様方にもお願いをして、このもち麦は政府買取価格が非常に安いということもありまして、それらにつきましては、町においても一定の補助を出しながら進めていきたいというようにも思っております。

一番最初に取り組みに当たった段階におきます分野につきましては、福崎町に特産品がない、何とか特産品をつくりたいということもあり、昔から使われておったもち麦を使った形の中で麵製造というような形で進めさせていただきました。インセンティブ的な取り組みであったというようにも認識しているところでもあります。

ただ、不幸にして、こういう横領事件があったわけでありまして、それら等に対応する分野におきましても、金融機関を初め債権放棄をしていただきたい

がら、また一定のこの株式会社の利益から返済を行い、今、町から無利子貸付をしている分野まで少なくしてきたというのが過去の事柄であります。

ただこの3. 11の東日本大震災における部分、それから近年におけるお中元とかお歳暮戦線のあり方の違いといったようなものが、この会社経営を若干苦しめておられるわけでありましてけれども、何とか今のこのもち麦のブームを継続するような形の中で、事業を展開して、少しでも早く、もう言われておりますように、返済を受けるといったような形にさせていただきたいというようにも思っております。

もちむぎ食品センターの経営状況の中におきます分野につきましては、経営検討委員会の中におきます分野で、5年間のキャッシュフローを示していただきながら、こういったような形の中で100万円が2年間、200万円が2年間、5年目には300万円といったような形で返済できるのではないかとという事柄であります。

それらが続いて、平成65年度までといったような形で示させていただいておりますが、先ほども言われましたように、この株式会社がより一層利益を上げるような状態になれば、繰り上げて償還していただくものと、このように思っております。

5 番 福崎町と商工会がとりおこなった、数年前ですけれども、このもち麦のイベントでもって人が1人亡くなったんですね。当時はその早食い競争みたいなことをやって、その後に私も質問でもって、一般質問で取り上げて、その野蛮なことはやめて、食の安全とか、健康食品のことについて、やったらどうやというふうな形でもって提言をしたことがあります。そしてその後変わってきて、こういう形でもって、今は非常に健康食ブームになっておりますので、これに乗らない方はないと思うんです。

知っているように、朝来市のあの竹田城跡です。あれも一大ブームですよ。もう20万人以上の方が訪れて、ものすごい形でもって、その史跡が壊れてしまうぐらいの人が入り込んでやっております。やはりそうやって、ブームはどこで起きるかわかりませんが、その礎をしっかりとしていかなければ、なかなかそのブームを呼び起こすことはできないと思うんです。まして、本当にこう町長が社長となってやっている以上、やはりそれは全員が一丸となって取り組んでいかなければ、なかなかそれは努力につながっていかないというふうに思うし、また、経常利益も上がらないということでございます。

そういう中を考えると、やはり今の取り組みをそのままではなくして、何度も言いますが、やはりもっと前向きに、前進していきながら、取り組んでいかなければ、なかなかこれは解決できない問題ではないかなというふうに思うわけなんです。今回は補正予算という形で出ていますので、このようにご質疑するわけですけれども、やはり、もう少しこう考えた取り組みを期待をいたしまして、この質疑を終わります。

以上です。

議 1 3 長 ほか質疑はございませんか。
番 このもち麦の件は、今回の補正予算の中で、非常に問題があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、実はこの金銭消費貸借契約書の中の違約金について、お尋ねしたいというふうに思います。

平成20年12月に、いわゆるこのもち麦センターに1億1,592万3,687円のお金を貸すという契約をしたわけですね。これは議会でも議決されまして、それが執行されているんですけれども、この中で、この契約の中で、違約金の

項目がありますね。例えばこの支払いが滞った場合は、年18.25%の割合で違約金を甲に払うと、支払うということですね。

今回、払うだけの利益が出なかったものですから、600万返さければならぬけれども、100万でこらえてということですね。平く言うと。ところが、この返さなかった分についての契約書の中では、違約金払わないかん部分がありますね。今回この委員会の報告では、支払いを求めないものとするということになってるんです。そしたら、この12月、平成20年12月16日に締結したこの契約書の意味がなくなってしまうですね。平成20年12月16日に町長の代理として副町長がお金を貸したほう、それから町長はもちむぎ食品センターの社長として借りたほう、ああ言っていたけども、返すお金がないから、ちょっとこれでこらえてえなということですね。それなら、この前約束しとった違約金は、それだけは返してくれよというのが普通じゃないですか。そこら辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

地域振興課長 まず、ご指摘の20年12月に締結をしております金銭消費貸借において、ご指摘の違約金の条項を入れております。基本的に違約金というのは、その決められた期日までに支払わなくて、それが遅延した場合に発生するものと考えております。当然その支払期日までに変更契約をしているわけですから、その期における違約金は発生しないというふうに考えております。

また、このたびの変更規約につきましても、違約金の支払いを求めないという条項も入れておりますので、特段契約に違反した行為ではないと考えております。

1 3 番 何ぼでもよいので、返したから、この項目は関係ないというふうな答弁ですね。返したから。返してなかったら違約金払わないかんけども、そういう判断ですね。ところがこの契約書には、金額が入るとるわけです。600万円返すという、金額がこの契約書の中に入るとんですね。そしたら、入ってない、返してない分に対しては違約金を払うべきやと、普通やったらそういう判断になるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

地域振興課長 まず20年12月の契約に基づきますと、この時点では25年1月から600万ずつ返済するという契約でございました。1年前には現金、キャッシュ等がございましたので、1年間猶予をいただきたいということで、一度変更契約をしております。21年1月に変更契約をしております。この契約の中では、あくまで25年1月には返済を猶予している。なお、26年1月から、また600万円を返済するという条項にしております。これをさらにこのたび、26年1月に変更契約をしておりますして、26年1月に100万円を返すという条項に変更しているものでございますので、20年の当初の契約の600万円そのものが変更になっているということで、違約金の対象にはならないという判断をしております。

1 3 番 これ貸したほうが町長の代理である副町長と、借りたほうが町長ですから、社長である町長ですから、そういったことが可能なのかもわかりませんが、一般に考えたときに、その返されへんからといって、契約をころころ変えていって、違約金もそういう判断で支払いができないということは、通用するのかなというふうな思いがあります。一般的に言って。そこら辺のどこをお尋ねしたいというふうに思っています。

副町長 本来町がすべき事柄については、町長名という形になるわけでありましてけれども、もちむぎ食品センターの社長が、福崎町長 嶋田正義とこうなっておりますので、福崎町長 嶋田正義代理 副町長 橋本省三という形で、相互代理規定に基づいて、こういったような形で事務を進めさせていただきました。

なおかつ、一般的なところでは、こういったような形にならないのではといっ

たような形でありますけれども、当然、金銭消費貸借でありますので、言われるとおりにかとは思いますが、しかし、このもちむぎ食品センターに対する位置づけ、もち麦振興の考え方等、これらの理念と言うんでしょうか、そういったようなもの、また、もちむぎ食品センターを立ち上げたときの考え方等が今でも踏襲されておりますし、経営目標の共有化でありますとか、意識の共有化でありますとか、そういったようなもの、それから企業でありますとか、関係機関、いわゆる農業でありますとか、商工会、商業でありますとか、そういったような地域一体となった推進体制が整えられているところでありますので、これら等について、そのような形の中での位置づけで、こういったような形にさせていただいております。

1 3 番 いやいや副町長が言われとる内容はよくわかっております。この今回、お金を600万返さないといけないけども、返されないからということで、これはもう仕方ないことです。ただし、一般的に考えて、やっぱりそういったその違約金とかそういったものは、一般的に考えて、やはり皆さんに理解が得られるような手続というのが必要じゃないかというふうに思います。

副 町 長 理解が得られるように、金銭消費貸借をこのたび変更させていただいたということでもあります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 番 今、もち麦のことで多く質問が出たんですけども、その次にあります商工会再建特別貸付元金のマイナス500万円になっておりますが、大分以前に私も議員だったんですけども、ちょっと資料を探す時間がなかったので、この貸付金がいっつ発生して、金額幾らで、償還日はいつで、償還状況はどのようになっているかの説明を求めます。

地域振興課長 商工会につきましては、ご承知のように、もちむぎ食品センター同様不正経理において大きな負債を負ったところでございます。そういった再建手続の中で、この貸付につきましては、平成17年度で2,500万円、平成18年度で2,500万円、合計5,000万円の貸付をしております。

その後、17年に貸付いたしました2,500万円につきましては、既に返済が完了しておりますして、残り2,500万円となっております。この部分につきまして、平成24年度から500万円ずつ5年間で返済する計画でございましたけれども、この24年度につきましては、商工会館の雨漏りがひどくなったことから、急遽防水工事を行いました。そういった資金援助があったわけですけれども、それに対しまして、1年間この返済を猶予した中で、商工会でその修繕を対応されております。本来でしたら、この25年度から返済を受ける予定であったんですけども、商工会の中では、今後まだまだ大きな修繕が必要となってくることを見込む中で、5年、6年先まで見込んだ中では、非常に厳しい運営になってくるというところで、再度こういった返済の見直しの要望が出てきたものでございます。

1 番 24年度と25年度は償還はまだされていないと、24年度はされていない、25年度も待っていただきたいと、こういうことですか。

地域振興課長 返済期日につきましては、それぞれ3月末を予定しておりますので、本来でしたらこの3月末までに500万円の返済を受けるとい、今現在の契約でございますが、その見直しを要望されております。町といたしましては、そういった形で応じていきたいということで、このたび減額補正をさせていただいております。

1 番 17年度に2,500万円の分は完済になったということでございますが、こ

の2, 500万円を払われるときにも償還日が遅れたと、このような状況はあったのか、なかったのか、お聞きをしたいんですけど。

地域振興課長 この分につきまして、償還日が遅れたということはございませんでした。それぞれ期日内に返済を受けております。

1 番 わかりました。もちむぎ食品センターの貸付金、これは町長が富田議員の質問でもありましたように、存続させなければならないとか、経営的にやっぱり補助が欲しいとか、整理をするために1億1,600万円を貸したとかいうことでございますし、商工会のほうも、この再建上において、町の商工行政を多く担っているということで、5,000万円を貸し付けたと、こういうことで、政策的な貸付金ではないかと、私はこのように思うんですけども、そこらはいかがなものでしょうか。

地域振興課長 それぞれその商工会なり、もちむぎ食品センター、それぞれの役割の中で、公共的な部分等もございます。そういった中での、財政的な支援という意味での貸付を行っているものでございます。

1 番 ですから、政策的に行われたと、こういう認識でよろしいでしょうか。

副町長 まさにそのとおりであります。商工行政を委ねておる商工会についての存続等も含めまして、この貸付を行っているところであります。

1 番 政策的に行われたということでございます。ちょっと目をそらしまして、よく町長が言われます科学の目を持って、科学の心を持って、物事を多面的に見なければならないというようなことで、一点お伺いしたいと思います。

町の行政に携わっておられる職員の方々は、当然、町長、副町長の指示を得ながら、上は憲法、法律、政令、省令、県条例、町条例、そして運営、運用規則等々で仕事をされている、主にこの法律とか条例とか、そういうもので第一義的に仕事をされているのかなと、このように思うんですけども、総務課長、いかがなものでしょうか。

総務課長 公務員でありますから、法律、条例に従って仕事を遂行しております。

1 番 今、当然そのような規則とか法律とかによって仕事をしているということでございまして、ちょっと方向を考えてみれば、今のこのもちむぎ食品センター、商工会の貸付金ということで、返済を延ばしてくれ、待ってくれというようなことでございます。会計管理者にお尋ねをしたいんですけども、このような団体、もしも企業が安心して安全な資金運用ができるのかと、こういうことについて、会計管理者はどう思われますか。

会計管理者 そういった運営はできると信じております。

1 番 運営はできるんですけども、会計管理者が見たら、この貸付金が安全で安心してできるのかと、こういうことを聞いているわけです。内部抑制はどこまで効いているのかと、こういう私は今、質問をしているわけでございます。

副町長 当然、商工会につきましては、商工会法という法律がございます。また、商工会に対する需要に対する部分については、県におきましても、町におきましても、地方交付税で需要額で参入されていると、そういったような形の中で、経営指導でありますとか、そういった地域振興でありますとか、そういったような関係の中で、公の形の中で遂行しているものであります。

1 番 地方交付税で、当然交付金も約2,000万円近く町が出しているということでございますが、その余分にお金を貸しているのかなと、このように考えるわけですけども、一般的に見ると、仕方ないんです、商工会も、もちむぎ食品センターも、ちょっと経営が難しい、ちょっと修理をしなければならないということで、これはいたし方がないと私は思うんですけども、安全で安心な運用というところ

ろではいかなものかなど、私はこういう疑念を持っているわけなんです。

そういうところで、返済は遅れても、いやこういうような企業は一旦とりあえず払っていただいて、また貸し付けるとか、いろんな方法で安全で安心できるような、目に見えるような運用方法を会計管理者にはいつも持ってもらっていただきたいと、このように願って、今、質問をしているわけでございます。

副 町 長 言われるような総計主義的な形で、いただくものはいただく、貸し付けるものは貸し付けるといったような形の方向もあるわけでありましてけれども、それら等を相殺したような形の中で、返済計画をこのたびこういったような形で示させていただいておるといふところなんです。

1 番 ちょっと議論がかみ合わないんですけども、返済はいいんですけども、今言いましたように、規程とか、規則とか、条例なんかによりましたら、安全で安心な運用というようなことが書いてあるのではないかと、このように思うわけです。

だから、会計管理者は条例に基づいて仕事をされていると、このように思うわけなんです。だから、今、返済がおくれているような企業に対しては、安全・安心な運用ができていのかなど、このように思うわけで、それはいたし方はないんですけども、常にそういうような気持ちを持った仕事をしていただきたいと、こういうことなんです。

副 町 長 当然、基金等金銭を管理する側におきましては、安全かつ有利な方法といったような事柄で条例に明記をさせていただいているところでもあります。

なお、商工会につきましても、もちむぎ食品センターにつきましても、不幸にして、横領事件があり、ああいっような形の中での推移でありました。商工会につきましても、今までもこういうような形の中、運営経費でありますとか、また、会館そのものの修繕のために、本来は積み立てておかなければならない事柄でもありましたわけでありまして、再建を急ぐ余り、そちらのほうに有利に働くような形の中でという形であります。

また、商工会そのものについては、事業所が非常に少なくなっておる、また、商工、県の補助金を受ける場合におきます分野でも、商工会のいわゆる加入割合、事業所から含めた加入割合等といったようなところが言われておまして、組織率としては、60%以上持つておかなければならないといったような状況、また近年の不況を含めた形の中で会費の支払いが滞ってしまう、もしくは会費が払えないので会員から脱退するといった事業者も非常に多く、その中における分野では、やむを得ず会費を若干減額したような形の運営を余儀なくされたというののも一つの原因であります。

1 番 私も商工会の会員の一部ですので、今、副町長が言われたことは十分理解をしておりますが、再三言いますが、会計管理者においては、安全で有利な活用をしなければならぬということ、やっぱり気持ちに置いていただきたいと、これは政策的な貸付ですから、返済は滞るといふことに対しては、返済の変更になるということに対しては、当然会計管理者が口出すことではないかと、このように思うんですけども、ほかの件につきましても、会計管理者は安全で有利な方法の運営資金は常に心がけていただきたい。

また、税務課長においては、税務相談等を受けられたときに、約束したけども、約束が果たされないと、このような滞納者等がいらっしやると思っています。そういうことで、こういうのがなし崩しにすれば、こういう滞納とか、安全有利ないう言葉が死んでしまいますので、特にそういう方々に対しては、これは政策的なことであつたんだということ、肝に銘じて、一般的には違ふんだというようなことで、滞納整理対策委員会等のこともありますし、特にこれがほかに波及しない、

ほかのところに波及しないように、常にその条例とか、そういう規則を持った執行をお願いしたいと、このように私は今発言しているわけでございます。

副 町 長 言われておりますように、債権管理条例を設けております。滞納整理対策委員会の委員長を私がさせていただいておりますし、資金計画管理委員会といったようなものもございまして、これも私が委員長でございまして、そういったような中で、今言われましたような観点で対応しておるといっております。

なお、それ以外のところをもってというわけでありまして、今回のこのもちむぎ食品センターにおける分野、それから商工会からの返済部分、この二つのみが対象となっておりますわけでありまして、公のあり方等、またもち麦につきましては、福崎町の特産品でもありますし、産地振興といったような、これも農業の公な分野であって、本来はそれら等を執行していただきたいわけでありまして、やむを得ぬ措置の一環としてという、正直言いますと、1日でも早く債券を返していただけるような状態になっていただきたいという事柄もございまして、もち麦であれば、県とともに歩調を合わせて、また商工会につきましては、この返済を若干待っておる間に、会費のあり方でありまして、そういったようなものの検討をお願いしているところであります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

2 番 もち麦経営検討委員会なんですけれども、委員の中で女性は何名いらっしゃいますか。

地域振興課 長 女性委員は、おられませんでした。

2 番 やはり一般家庭で女性がおうちの家計をやりくりをうまくやっているわけなんです。だからこのもち麦の経営を検討する上で、女性の意見も反映させていただきたいと思っておりますので、次年度もし経営検討委員会があるようでしたら、半数は女性委員にさせていただきたいと思うんですが、次年度はあるんでしょうか。

副 町 長 次年度この経営検討委員会を設ける考えは、今のところございません。

しかし、町長発案の女性委員会等で、このもち麦に対するご意見はいただいております。

もち麦そのものについてのあり方でありまして、もち麦麺が若干高いとか、精麦がないとか、そういったようなご意見をいただいております。それらに対する取り組みはその時々にお答えをさせていただいております。

なお、精麦、今のところ、その材料がないわけでありまして、この6月、7月には、新しいもち麦がとれますので、それら等で今後は展開をしていきたいというように聞いております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 0 番 もち麦の返済について、いろいろとご意見が出ております。多くの意見が出ておりますので、2点ばかり、お尋ねをしたいというふうに思います。

1月の末に、100万円返済がされるというような検討委員会の提案がございました。それに基づいて、これは100万円になっておろうかと、このように思うんですが、1月の末に100万円は入っておるのかどうか、確認をしたいと思っております。

会 計 管 理 者 100万円の返済で収入をしております。

1 0 番 今回返済の計画が町ともちむぎ食品センターとの間で変更契約がなされたわけです。検討委員会からの提言というような話も町長のほうから出ております。こういった再度変更のないように、求めておきたいというふうに思います。

検討委員会から提案を受けてやっているんだということを言われておりますので、その内容については今変更契約がなされたその内容で、次年度以降5年間善

町長 処していただきたいとこのように思うんですが、いかがなものでしょうか。
長 難波議員さんは、検討委員会のメンバーの一員でございますので、こうした経緯については、一番よくご存じのことと思うわけでございます。

検討委員会の意見書、これは議会にも備えてあると思うんですけれども、当面1億5,500万円の総売上が、恐らくはこの5年ぐらいは続くであろうと、またそれを続けなさいというのが、その検討委員会の一つの内容になっております。

そして検討委員会は、最後まで計算をされたものではありません。少なくとも、これからの約5年間です、5年間については、検討委員会で検討して、5年間までぐらいの返済金については、これこれというふうなことが記載されているわけでありまして。

この間、民生まちづくり委員会からの要望書というんでしょうか、意見書もいただいておりますけれども、その内容も、富田議員さんも言われましたように、一日も早く返済をし切りなさいよと、そのための努力をやりなさいよということを受けています。

ですから、今当面検討委員会で示されたのは、向こう5年間についての返済計画が100万円、100万円、200万円、200万円、300万円、多分そうだったと私は記憶しているんですけれども、それはきっちりと守っていこうと思っているわけです。

その先につきましては、できれば早く、もっと多額に返せるような会社の質も量も高めていく努力はしたいと思っております。そうなったときには、できるだけたくさん返せるような変更ができればいいと、そういう方向で努力はしてまいらなければいけないというふうに思っておるわけです。

ですから、永遠にあのままで変更しないのかと言われてみると、そうではないというふうに思います。変更をせざるを得ないときには、変更しなければならないと、このように思っております。

1 0 番 検討委員会では、それ以外の施策をたくさん提案をしているわけです。先ほど町長が言われたように、売上が1億5,500万と、そしてメニューの問題であるとか、あと人事面の問題、いろんな問題を数多く、小さなことまで提案をされております。そういったことをきっちりと守っていかないと、利益が出ないということなんです。

また、今回の予算においても、2,000万円以上のお金がもち麦関係に出しております。町としてもそういった支援をやはりきっちりやっっていこうという方向性なので、それに応えてもちむぎ食品センターとしても、対応をきっちりやっただいて、そして、町との約束、また住民との約束、こういったことを遵守していただきたい。そして、立派なもちむぎのやかたになるように、お願いをしておきたいと、このように思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 1 番 もち麦及び商工会の件につきましては、委員会でいろいろ議論をしたところでありまして、なかなかすっきりと理解をしかねるというふうなところまでとどまり、要望書を提出したということになっておるわけでありまして、個人的に言わせていただきますと、商工会等は補助金と、そして会費等で成り立っている団体でありますから、返済は可能として、当時の再建のための委員会では、方向づけをしたわけです。

そんな意味で、25年度の商工会の予算でも500万円は返すという、そういう予算付がされておったわけでございます。そういう意味では、返すものはちゃ

んと返していただいて、そして建物の大規模修繕については、また補助が欲しいという、応援してほしいという要望になっておるわけですから、それはそれとして、またしっかりと公共性もあるわけですから、応援するという、そういうふうなほうがよかったのではないかというふうに、そんな意見を申し上げたんですが、そんなふうにはまだ思っております。個人的には。

そういうふうにして、ただこの事件の後始末がズルズル長引くということよりも、予定どおり返していただいて、そして建物の改修にはまた応援するという、そういうふうな方向づけのほうが、すっきりよかったのではないかというふうに思っておるわけでございます。

そういうふうな検討は、当局でどのようにされたのか、されなかったのか、お答えをいただきたいと思えます。

副 町 長 当初は経済交流センター建物そのものの修繕でありますとか、そういったようなほうに主眼が置かれて、返済計画の変更といったように思っておりましたが、再建は一定のめどが立ったというところでありまして、近年の量販店の進出でありますとか、先ほども宮内議員の質問にもお答えさせていただきましたように、やはり事業者数が非常に少なくなっておる、また会員が減っておると、こういった中で、非常に経営状況の厳しさ等がございまして、こういったようなものが会員離れというんでしょうか、会員の減少傾向に歯どめがかかっていないと、組織率は60%を維持していただき、県の補助金もいただけるような形になっておるわけでありまして、会員そのものの数が減っておるということもあって、商工会の運営自体に大きく今のところ影響を与えておるというところでありまして。

その中におきます分野につきましては、この返済を若干少なくさせていただいておる間に、会費の増強でありますとか、そういったような形、商工会の運営自体を制度の中で、きちっとした形の中で行っていきたくと、その後大型な修理等に対する分野については、町のほうから一定の補助金をいただきたいというような要望でございました。

1 1 番 その要望は抄訳は読ませていただいておりますので、わかっておるわけですが、私の言いましたような検討は、よくされたかされなかったかという、そういう答えをいただきましたかということでありまして。

もち麦につきましても、商工会についても、これこれこういう条件でお金を貸したいということで、議会で予算の議決をいたしております。したがって、それらに変更される際には、この補正予算ができるだけ先になって、そして変更の契約が後になるというふうな方式が、議会との関係では望ましかったなというふうに思うわけです。

昨年場合は、もち麦の返済を猶予するというのが、12月議会で先に予算の議決がされて、そして契約変更が後になりました。そんなふうな形で本年度も進んでおれば、よりわかりやすかったのになというふうに思うわけでありまして、その点、議会との関係について、今後よく考えていただきたいというふうに思っています。

副 町 長 確かに23期の決算報告をさせていただいた段階で猶予をしていきたいといったような形、また経営検討委員会等々を立ち上げて、その中での経営のあり方等を検討していくといったような答弁はさせていただきました。

今回におきます分野につきましても、24期の決算報告のときに、そういったような事柄を言っておけばよかったわけでありまして、それ以前に所管の委員会等で報告をさせていただき、その中で、ご意見をいただいたものと思っております。

おりました。

これにつきましては、商工会につきましても同様であります。

1 1 番 いろいろこういう議論が出ておるといふうなことも、よく承知をしながら対応していただきたいというふうに思います。

この補正予算書で、5ページ、6ページでは、たくさんの繰り越しが予定されておりますが、内容を見ますと、やむを得ないなというふうな部分があれば、災害復旧事業等を含めてでありますので、農業のその仕事が始まる、水が流れるというふうな、そんな時期にもなっておりますが、そういった住民生活との関係から言いましても、これだけの事業の繰り越しということが、どういう意味合いを持つのか、答弁をいただきたいというふうに思います。

企画財政課長 5ページ、6ページでは繰越明許費をお示ししておりますが、ご指摘のとおり非常に大きな額になってきております。

この中では、未契約繰越なるものも多くございますが、例えば庁舎の耐震でありましたら、現在、詳細設計をやっているところで、入札が間に合わない、また事業につきましても、繰り越さざるを得ないという状態がございます。その他の事業も国と連動しているところがございまして、子ども・子育てシステムなどにつきましても、国の仕様がきちっと決まらないことには、着手ができない、そういったこともございます。

あと震災対策、5目の農業費の農業水産業費の震災対策につきましても、国の補正予算によって今回計上したものでございまして、繰り越さざるを得ないと、そういったそれぞれの事情がございまして、繰越予算として計上しておるものでございます。

1 1 番 まちづくり課長なり、あるいは農林振興課、農林振興課長、あるいはそういう、住民生活に迷惑のかかるような、そんな繰り越しというふうな部分はありませんか。

まちづくり課長 土木費におきましても、社会資本総合整備交付金で3,550万円、このうち750万円につきましては、契約をして繰り越しておるといふところでございます。

また、橋梁補修につきましては、長野橋で契約繰り越しが1,040万円程度あります。また、橋梁点検180万円につきましては、国の2次補正に係る分で補正をしたものでございます。これらにつきましては、繰り越しで対応していくというところでございます。

農林振興課長 農林関係におきましては、耐震対策ということで、農林水利施設ということで、ため池の関係でございます。ため池震災ということで、国の予算が25年度補正でついたということから、2,000万円につきましては、全額を繰り越しさせていただいて、整備計画書を作成するものでございます。

また、災害につきましては、当然、議員さん言われましたように、新年度の水稻作付に間に合うように、当然その辺を考えて入札をさせていただいたということで、やはり時期的には5月の末までには完成をさせたいということで、繰り越しをさせていただくものでございます。

1 1 番 どの事業が繰り越しになっているということは、承知をしているわけです。尋ねているのは、住民の生活に迷惑がかかるような部分はないのかということを知りたいんですけど、その点についての答えがないじゃないですか。これテレビで放映、映ってるわけですから、ちゃんとテレビ見てる人にも傍聴者にもわかるように教えてください。

尋ねているのは、町民に迷惑がかかるのかかからんのかということを知りたいんです。

です。まちづくり課長、農林振興課長。

まちづくり課長 工事を繰り越すというところでは、事業の進捗がおくれているということもございませぬ。その部分では、住民の迷惑というものには影響をされているというふうには考えております。

副 町 長 直接的には国の補正予算等の対応部分がほとんどでありますので、今、まちづくり課長が申しあげましたけれども、その多くは住民に迷惑かけていないといったような形での繰り越しであります。

1 1 番 あとの水道会計、下水道会計の分の雨水排水事業、川端川の関係も含めまして、本当に先ほど言いましたように、田んぼをやらなきゃならんという、水流さなきゃならんという時期に入っている。雨も降り出す。そんな時期にかかっているわけで、これは迷惑のかからんというはずがない。そういう意味では、こうした事業が国の補正予算で、後のほうからついてきたやつはやむを得ないけれど、町の、25年度の当初予算で組んだ事業が繰り越し対象にもかなりなつとるわけでして、そういうふうなことについては、なぜ当初予算で組みながら、入札がそんなにおくれて、仕事が繰り越さざるを得ないようになるのか。長野橋にしてもそうですね、川端川にしてもそうですね、そんなふうになっていくということについて、なぜかということをお聞きをしておるんですよ。

上下水道課長 議員ご指摘のように、川端川につきましても、当然その農業用水に活用されている水路でございます。そういったことは認識は十分させていただいております。ただ、そういったところに迷惑のかからないように精いっぱい頑張って、工事を進めております。

まちづくり課長 今質問にありました長野橋につきましても、工事着手時期を渇水期ということで進めておりましたが、電柱移転に時間を要しまして、工事に着手がおくれたというところもございまして、繰り越しをしたものでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、高井國年議員から早退届が提出されておりますので、報告をいたします。

なお、高井國年議員は、会議録署名議員でありますので、本日の午後の会議に不在となりますので、会議規則第127条の規定により、会議録署名議員を追加し、議長が指名をいたします。

13番、釜坂道弘議員、よろしくお願ひいたします。

次に、議案第14号、平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第15号、平成25年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第16号、平成25年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第17号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第18号、平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第19号、平成25年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第20号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第21号、平成25年度福崎町水道事業会計資本剰余金の処分について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第22号、平成26年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

3 番 予算編成の概要の22ページのところで、一番上段の道の駅構想事業についてですが、この事業に68万円予算化されておりますけれども、県との調整がどれほど進んでいるのか、また、前回時間をかけてある程度まで計画を練られていたと思っておりますが、それを今回どのように活かされようとしているのか、お尋ねいたします。

技 監 道の駅につきましては、県の社会基盤整備プログラムに引き続き位置づけていただく必要があります。それに向けまして、必要性の再整理、それから事業の実現方策について、県と調整を進めてきております。

その結果、昨年12月に中播磨地域づくり懇話会が開催され、その場で町長から知事に道の駅の整備について要望いたしました。その結果、知事からは是非進めてほしい、県としてもできるだけ応援をしていきたいというコメントをいただきました。

また、道の駅の事業化に当たりましては、地域振興施設の事業化のめどを付けることが課題となっております。これまでは適用可能な国の補助事業が見当たらないという状況があり、なかなか計画の捗度を上げることができないという状況がございました。

このたび、福崎駅周辺整備事業を都市再生整備計画事業により事業化をするめどが立ったことから、このノウハウを活かしまして、現在整備を進めております。

辻川界隈の環境拠点化をさらに進めること、それから、観光情報等の発信拠点となる道の駅の整備、この2本の柱を掲げた都市再生整備計画を策定いたしまして、道の駅の地域振興施設を整備していきたいと考えております。

これにつきましては、県の窓口である市街地整備課にも事業化の実現可能性を確認しておりますけれども、実現の可能性は高いという回答をいただいております。県にもその旨を報告しておるところでございます。

社会基盤整備プログラムに引き続き位置づけられるものと考えております。

3 番 過去に取り組みましたことも活かしていただき、早期に地域が活性化するような施設とすべく、県との調整を密にさせていただきまして、早く実現するように取り組んでいただきたいと思いますけれども、現時点では、大変難しいと思いますが、大体いつごろにというようなことを考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。

副 町 長 技監が申しあげましたように、社会資本整備プログラムに計上していただいております。しかしながら、今現在におきます分野については、福崎駅周辺整備に加え、高岡幼稚園でありますとか、田原小学校の体育館建設など、大型事業がめじろ押しであります。他の事業への影響は免れない状況でありまして、本年夏ごろ、総合計画を立てます。その総合計画の位置づけの中における分野で、所管の委員会や福崎駅周辺整備対策特別委員会の中でも申しあげましたように、実施計画、それから財政計画を立てまして、それら等の中で、その整備スケジュールを諮っていききたいというようにも思っております。

当然、福崎駅周辺整備は5年間で整備する計画でありますけれども、その途中にこの道の駅等ができるわけではございません。とりわけ、地域振興施設をどのような形で運営していくのか、これらが非常に大事な観点となるわけでありまして、本年度の予算はそういったような点も含めて、検討を加えていききたいというように思っております。

3 番 ぜひその早期に実現できるように、お骨折りをよろしくお願ひしたいと思いません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

7 番 予算編成の概要の21ページ中ほどに、松くい虫立木伐倒事業220万円、東田原地区200立米というふうに出ております。

予算書のほうでは212ページですか、日光寺山の町道沿いに進めているというふうなことも聞いておりますが、これは日光寺山の町道の分というふうにかんがえたいのでしょうか。

農林振興課長 そのとおりでございます。本年度は普通の伐倒駆除で行っておりますけれども、新年度からは伐倒駆除がなくなりますので、景観伐倒のほうで対応を続けていきたいと思っております。

7 番 この今少しお話が出ておったというふうに思うんですけれども、年度ごとに推移があるようです。24年度は938万円余りの決算額、25年度は660万円の予算額ということで、国・県の補助によって大きく動いてきたかというふうにも思うんですけれど、その辺の事情はいかがでしょうか。

この26年度において、いわゆる自然歩道を歩こう会の日光寺山は、そのコースにも入るといふことでもありますとか、非常にその枯れている状況が深刻なものにどンドンなってきたということから、本当に今年度はもう220万円というふうな枠から伸ばすことはできないのかどうか、その辺について、お答え願ひたい。

農林振興課長 松くい虫の伐倒駆除につきましては、あくまで法律にのっとりやってきてお

ります。松が虫によって枯れていくという中で、虫を排除するための駆除を行ってきております。あくまで枯れた松についての駆除というような対応というような補助金ではございません。

したがいまして、新年度におきます景観伐倒につきましては、そういった中で県が補助金を出して、そういったものの景観的なものを排除しながら、伐倒を行う、あくまで虫の退治用の薬はまかないというような中での補助をつけていただいておりますので、それを活用しながらそういった景観的な配慮をしていくところを伐倒していきたいということでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

8 番 予算概要の20ページ、新規事業であります治水対策事業で、県のモデル事業として県の委託を受け、高岡・福田地区における治水対策、調査、設計というふうになっておりますけど、この県のモデル事業というのはどういったものなのか、簡単でもいいので概略を教えてくださいと思います。

技 監 県におきましては、平成24年4月1日から、総合治水条例を施行しております。これはこれまでの河川下水道対策に加えまして、雨水を貯留浸透させる流域対策、それから被害を最小化させる減災対策の三つの対策を総合的に推進していこうというものでございます。

それに基づきまして、大きな河川流域ごとに総合治水推進計画を策定することになっておりまして、市川流域圏においても昨年度から準備を進めて、今年度に計画策定を進めてきております。

12月末に計画案が一応できておりまして、2月の下旬にパブリックコメントがなされております。その中で、七種川流域がモデル地区に位置づけられております。

七種川流域が選定されましたのは、中上流域ということと、それからため池、それから水田が多いということ、それから福崎高校で校庭の貯留も考えられるということ、そういう観点からモデル地区と指定されまして、そのモデル地区で先導的な取り組み事例を積み上げまして、それを地域の皆様に見ていただいて、実感をしていただき、そして住民とか企業の取り組みにつなげていこうということで、モデル地区が指定をされております。

そのモデル地区に指定された中から、特に流域貯留ですけれども、これは所有者、それから土地の所有者、それから建物の所有者の方に取り組みをやっていただかないといけないんですけれども、なかなか取り組みが進まないという状況がありますので、そういうものに県が費用を出しまして、モデル的に委託事業として事業を実施していこうというものでございます。

七種川地区においては、イマ谷池が受益地がなくなったため池としてありますので、そのため池を使いまして、そこに雨水を溜めて、そこから下流の水路も合わせて整備することによって、治水の効果を発揮していった、そういう取り組みを皆さんに見ていただいて、ノウハウを広げていこうというものでございます。

8 番 それ以外何か地区は予定されているのでしょうか。また、特にその重点地域としてされるのは、どこになるのでしょうか。もし具体的にあれば、教えてくださいと思います。

技 監 モデル地区としては、七種川流域がモデル地区として設定をされております。

その中で、幾つかモデル事業、その中で幾つか先導事例がなされるようになっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、イマ谷池を活用した雨水貯留、それから福崎高校の校庭貯留、それから全般的なため池において、大雨の前には事前に水位作業を行うということ、それから田んぼで水を溜めていただくと

言うこと、こういう事業がそのモデル地区の中でなされることになっております。

その中で、先導的に取り組むものに対して、県が費用を負担してモデル事業としてイマ谷池を実施していこうというものでございます。

なお、モデル事業につきましては、1市町1カ所、もしくは1億円以下という制約がありまして、町としましては、イマ谷池の下流もありますけれども、例えば高橋蓮池の下流の312号の冠水であるとか、そういう課題がございますので、この1億円の事業の枠内で、これも含めて事業を実施していけるように、来年度に調査設計を進めていきたいということで考えております。

8 番 今回モデル事業で進めていただく、特にその福田・桜住宅地域の浸水と、いつも発生しております。この事業、必ず進めていただけるように、そして住民の安心・安全に努めていただきたいと思います。

また、それにあわせて、その他地区においても、やはり浸水地区、まだ幾つかありますので、是非とも進めていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 3 番 新たに取り組まれる事業の中で、予算編成の概要の22ページ上段に掲げてあります、福崎町PR用のケーブルテレビの番組製作事業ということですが、福崎町のどの部分をPRしようとする番組の政策なのでしょうか。

地域振興課長 この予算につきましては、東京方面のケーブルテレビに番組製作を依頼して、放映しようとするものでございますけれども、福崎町のもち麦、特にこれは産業栽培という視点、こういったところを含めたもち麦、それから柳田國男、こういった地域資源を取り上げて福崎をPRする番組を作成しようとするものでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 0 番 まず地方債が100億円を超えるというような状況になってきております。24年は94億円、25年が96億円、26年が105億円というように、毎年地方債が大きくなっておる。もちろんその事業をやるからには、町の基金のみでは対応できないというのはもちろんわかるわけですが、こういった地方債がだんだん大きくなっていくということに対して、町当局はどのようなお考えでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 地方債でございますが、324ページに地方債残高見込みの調書をおつけしております。ご指摘のとおり、26年度末では105億3,387万3,000円と100億をまた超えるという事態になっております。

この大きな要因としましては、確かに26年度は建設地方債の発行が駅前周辺整備等で多いわけでございますけれども、これは臨時財政対策債が大きな影響です。25年度は5億円余り、26年度も4億3,200万円の予算だてをしておりますが、普通交付税で支給されるべき交付金が臨時財政対策債に振り替えられておりますので、この地方債がふえるのは一応国のほうが100%後年面倒を見るという地方債でございますので、実質的な住民の地方債の負担としましては、25年度までは減ってきておるという状況でございます。26年度以降は駅前周辺整備という特殊要因によりまして、若干増える予定でございます。

そういったことで、危惧はしておりますけれども、実質負担が増えておるというわけではないということで、認識をしております。

1 0 番 そういったことからいきますと、相反する指数になろうかと思いますが、自主財源比率が24年から26年にかけて下がってきておるという状況です。借金が増えたら自主財源が減ってきておるという、このような状況になっております。

24年が56.7%、25年が52.8%、26年は51.2%と、こういっ

た自前の財源の比率が少なくなってきたら、この点についてもどのようなお考えかお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 概要資料の5ページの自主財源の状況でございますけれども、自主財源比率が下がっておりますのは、分母になります歳入合計が大きく膨らんでおるのが要因でございます、自主財源としては増えておるという状況でございます。

1 0 番 法人町民税、概要書の1ページ、法人町民税、企業収益の回復傾向を受けて、1億3,570万円というふうに記載をされておるんですが、同じく5ページの法人税の増減額でいきますと、1億3,670万円です。それと、事項別明細書の3ページですか、法人の比較では、1億3,670万円というふうになっておるんですが、これは比較する数字が違うのかどうか、確認をしたいと思います。

税務課長 滞納繰越分が含まれていない分が違いだと思います。

1 0 番 滞納繰越分が100万円ということなんですか。

税務課長 滞納繰越分として上がっているのは30万円でございます。

1 0 番 そうしますと、数字をまとめてということで、違いがあるということなんですか。数字が間違っているのかどうか。

税務課長 その100万円というのは均等割の100万円が入っているということですか。

1 0 番 概要書の1ページ中ほどに、歳入のところであるでしょう。1億3,570万円の増ということで、数字も54.9%ということになっておるんですが、5ページの一般会計歳入内訳として、法人のところでは、増減が1億3,670万円、100万円違うんです。事項別明細書の3ページですか、1億3,670万円ですね、比較という欄でいきますと。

税務課長 増減のところでの1億3,570万円と、それから1億3,670万円の差につきましては、均等割の分の違いで、所得割だけの、法人所得割だけの増減を概要書のところには書かせていただいているということでございます。税割りが1億3,570万円の増ということでございます。

1 0 番 非常にわかりにくいんですね。単純に私は比較をしたんですが、そういったことがちょっとわかりにくいので、もう少しわかりやすく書いていただきたいというふうに思うんですが。

税務課長 法人税全体で言いますと、難波議員が言われていますように1億3,670万円の増となるので、そのような形でグラフ、表に書いてある金額と合わせるような形での表記に今後気をつけていきたいと、このように思います。

議長 ほかに質疑はございませんか。

9 番 予算編成の概要の2ページ、上から十二、三行目に、県の重要文化財大庄屋三木家住宅は引き続き保存修理工事を進め、辻川地区のまちなみ整備なども実施しますというふうになっておりますが、この三木家住宅の修理工事は、いつごろから始まっておりますか。

社会教育課長 工事に着手しましたのは、平成22年度からでございます。

9 番 平成22年度から始まって、そしてこれが概要の15ページの上段に、第1期工事、平成23年度から27年度というふうになっておりますが、これはどういうふうに理解したらいいんですか。

社会教育課長 第1期工事は主屋部分を保存修理する事業で、第1期工事としてしています。その準備工事としまして、平成22年度は表門、南の土堀、うまやなどを解体する工事を実施しております。第1期工事には、その平成22年度の分は含まれておりません。

9 番 その第1期工事が平成23年度から27年度までというふうに記載してありま

すので、続いて第2期の工事も予定されておるんですか。将来について、お伺いいたします。

社会教育課長 この三木家につきましては、兵庫県の重要文化財ということで、ご存じのように補助金を2分の1いただいております。そういったところで、2期工事というのは当初は県といろいろ調整しまして、福崎町の要望もあって、第1期工事が終わってから、2期工事を実施してもらいたいということで、そういう形での県には要望をしておりますが、県も今非常にこう財政難のところ、今2期工事を実施できるかどうかということになりますと、この1期工事が終わるころになって、また、協議しなければならないというふうには考えております。

9 番 それでは、平成22年度から着工されて、現在までどれぐらいの町費を投入されておりますか。

社会教育課長 まず、平成22年度の準備の工事としまして、2,732万9,400円を支出いたしております。第1期工事、平成23年度から平成27年度までの今の総額でございますが、2億1,026万2,500円支出する予定でございます。平成25年度の終了時点では、1億2,099万4,000円、約57%の進捗率で今進んでいるところでございます。

9 番 相当の金額が投入されておりますが、将来これでき上がった場合には、どういうふうに維持管理をしていこうかなということも、もう考えておられると私は思うんですけども、もしそういうふうに検討されておるならば、どういうふうに将来、維持管理されるのか、その辺も合わせて、答弁お願いします。

社会教育課長 工事が完成しまして、三木家の公開に当たりましては、今、辻川界限検討委員会、また、教育委員会とはいろいろ議論をしております。そういった中で、いろいろの先進地も視察してきているところではございますが、できれば、地域の方からNPOのような団体をつくっていただきまして、そういったところへ管理をお願いできたらなというふうな思いは、私個人的ではございますが、今考えているところでございます。

9 番 町としては別にどういうふうに維持管理しようとは、具体的には思っていないと、NPOとか、そういう人たちと一緒に考えていくというふうなことですか。

社会教育課長 町長もずっと言われていますように、自律（立）のまちづくりという、そういう趣旨から、例えば三木家でしたら、当然江戸時代から脈々と今までにわたって保存されてきた建物でございますので、そういった中で、昔の、例えば歳時記に合わせたようなイベントが、その管理していただけるような団体に実施していただけるような活用というの、できたらそこで考えていただけたらなというふうには思っております。

9 番 ただ今課長の答弁の中で、辻川界限検討委員会というふうに、ちょっと答弁がありましたけども、何名ぐらいの方で構成されているんですが。

社会教育課長 これは行政と地元の方から来ていただいている組織でございます。人数につきましては、大体十四、五名であるかと思っております。

9 番 十四、五名の方で、ここ最近何回ぐらい検討委員会を持たれておりますか。

社会教育課長 大体年三、四回、視察も含めてですが、実施しておりますところでございます。

9 番 いろんな検討をされておると思いますが、この不景気なときに、町費も今現在2億何千万円ですか、投入していくという予定なんで、せっかくの町民さんの血と汗と涙の税金をつぎ込むのであれば、やはり維持管理もきっちりと町自体としても考えて方向性を持ってやっていくべきだと思っておりますが、この辺のところを、もう一度お考えを聞きたいと思っております。

社会教育課長 ご存じのように辻川界限は、最近になって非常に環境整備が整ってきていると

いうふうには思っております。そういったところも含めまして、公開に当たっては万全を期していきたいというふうには思っております。

議 長 ほかに質疑はございませんか。
1 0 番 少し聞くのを忘れておりました。抜けておりましたので、再度お聞きをしたいと思えます。

15ページの自殺対策事業というものがございまして。予算は55万1,000円、内容は家庭訪問、気功教室と、ゲートキーパー研修等が挙げられております。

これを事項別明細書でいきますと、載っていないような気がするんですが、事項別明細書ではどこの説明の中で、どこへ入っているのか、お願いをしたいと思えます。

民生参事兼健康福祉課長 この自殺対策につきましては、事項別明細書183ページの予防費の中で、節の中ではいろんなところがあるんですが、主に研修費用、それから研修といいますと、需用費等の中での研修会を催しますもので、そういった形の費用で計上しておりますので、この概要書にはこういう形で載せておられますが、個々個々節の中では、需用費とかそういう形で出てまいります。

1 0 番 これは「新」と書いてないんで、継続事業のように思うんですが、25年度はそれぞれ何回程度行われて、何名ぐらいの参加があったのか、お尋ねをしたいと思えます。

民生参事兼健康福祉課長 こういう事案があった場合に、それぞれ研修を年に何回となく重ねております。

そういう中での回数につきましては、決まった形では行っておりませんで、県の主催であったり、町の主催であったり、そういう形での研修を行っております。

1 0 番 自殺の人数が3万人とか言われておるわけでありまして、当町においても、そういったことがあったかと思えます。そういったことの重要性、命の大切さ、重要性、そういったことを十分認識していただいて、成果ある対策をお願いしたいというふうには思えます。

それともう1点は、財政力指数が今幾らぐらいになっているのか、お尋ねをしたいと思えます。

企画財政課長 25年度におきます財政力指数につきましては、0.735でございます。

1 0 番 24年、23年がわかれば、お願いをしたいと思うんですが。

議 長 しばらくお待ちください。

企画財政課長 23年度は0.746、24年度は0.732でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、平成26年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第25号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第26号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第27号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第28号、平成26年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。
- 1 番 実施計画明細書の支出、水道事業の18ページでございますが、総係費19節の貸倒引当金繰入額60万円と、19ページ、その他特別損失の中の貸倒引当金60万円の説明と、それに伴う平成26年度の予定貸借対照表への影響の説明をお願いいたします。
- 上下水道課長 まず、18ページの総係費19節に計上しております貸倒引当金繰入額60万円でございますが、平成26年度末の未収金の中で、平成27年度以降に見込まれる回収不能額の予定額でございます。
11ページの予定貸借対照表の中では、2の流動資産の中の(2)の未収金の下の貸倒引当金で60万円を計上しております。また、その他特別損失でございますが、これは19ページでございますが、貸倒引当金につきましては、平成26年度での回収不能見込額で、予定貸借対照表では、流動資産の未収金1,278万241円の中で、もう既に差引はされております。
以上です。
- 1 番 続いて、私がいつも質問しております、同じ18ページの資産減耗費のことについてでございますが、棚卸資産減耗費5万円については、いかがなものでしょう。
- 上下水道課長 いつも質問をされる事項でございますが、棚卸資産減耗費につきましては、予定貸借対照表の流動資産の中の貯蔵品の中で、もう既に差引5万円をさせていただいております。
- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第29号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第30号、福崎町道路線の認定について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告及び議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決でございます。

この際、お諮りいたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めること（平成25年度福崎町水道事業補正予算（第2号））について、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について及び議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、委員会付託を省略し、本会議において、ただ今から即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めること（平成25年度福崎町水道事業補正予算（第2号））について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めること（平成25年度福崎町水道事業補正予算（第2号））について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第2号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は8件、民生まちづくり常任委員会は11件、予算審査特別委員会は8件、以上27件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第6 議員派遣

議 長 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。
以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時50分

議 長 なお、予算審査特別委員会委員の方は、引き続き、第1委員会室にご参集をお願い申し上げます。